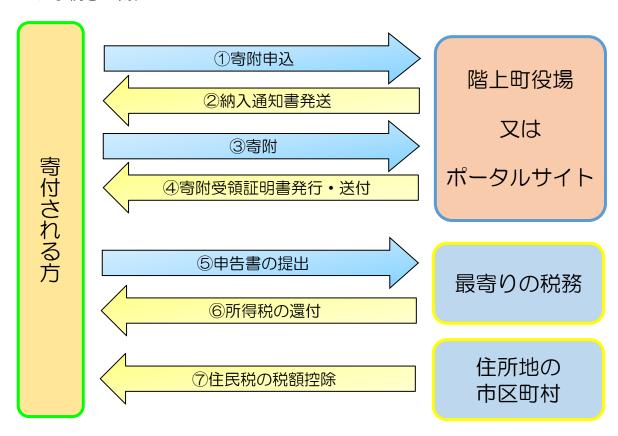
ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)のご案内 階上町の応援よろしくお願いします!

1 ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)とは

ふるさと納税とは、ふるさとに貢献したいという思いをもって、都道府県・市区町村へ寄附を行うことで、個人が 2,000 円を超える寄附をした場合に、住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度です。ただし、この控除を受けるためには、確定申告又はお住まいの市区町村への申告手続きが必要となります。

2 お手続きの流れ



3 寄附のお申込み

(1)役場へ直接お申込みいただく方法と、(2)インターネットからお申込みいただく方法があります。

(1) 役場へのお申込み

ア ふるさと応援寄附金申込書の提出

寄附金申込書に必要事項をご記入の上、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により、ご提出ください。

イ 寄附金の納入方法

次のいずれかの方法により、寄附金のご入金手続きを行ってください。

- 納入通知書による方法(県内で寄附される方のみとなります)
- 郵便払込取扱票による方法(払込手数料はかかりません)
- 現金書留の郵送による方法(郵送料は寄附される方の負担となります)
- 直接持参していただく方法

ウ 寄附受領証明書の発行

町は、寄附金の納入が確認でき次第、寄附受領証明書を発行・郵送します。寄 附受領証明書は、確定申告手続きの際に必要となる書類ですので、大切に保管 してください。なお、発行・郵送までに、1か月程かかる場合がございます。あ らかじめご了承ください。

(2) インターネットからのお申込み

インターネットをご利用いただける環境であれば、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」からお申込みいただくことも可能です。

ア 寄附金の納入方法

クレジットカード決済、携帯キャリア支払、コンビニ支払、銀行(Pay-easy 決済)を選択できます。

イ 寄附受領証明書の発行

町は、寄附金の申込み完了から2か月程で、寄附受領証明書を発行・郵送します。寄附受領証明書は、確定申告手続きの際に必要となる書類ですので、大切に保管してください。

4 お礼品のお申込み

5,000 円以上の寄附をされた町外在住の方へ、ささやかではございますが、お礼品(町の特産品)をお届けしております。

お礼品を希望される方は、「お礼品希望表」をご記入の上、<u>いるさと応援寄附金申</u> 込書と併せてお申込ください。

- ※ 同一年度内に複数回のご寄附をされた場合でも、都度、お礼品をお受け取りいただくことができます。また、寄附金額に応じてお礼品を自由に組み合わせることもできます。
- ※ 特産品は寄附金の納入後、2か月以内を目途に発送いたします。









5 税額控除の計算方法

地方公共団体への寄附金は 2,000 円を超える部分について一定の限度額まで、所得税と住民税を合わせて全額控除されます。

(1) 所得税(所得控除)

その年に寄附した金額の合計額から 2,000 円を減じた額が、所得金額から控除されます。ただし、控除の対象となる寄附金の額は、地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて、年間総所得金額等の 40%が限度となります。

(2) 住民税(税額控除)

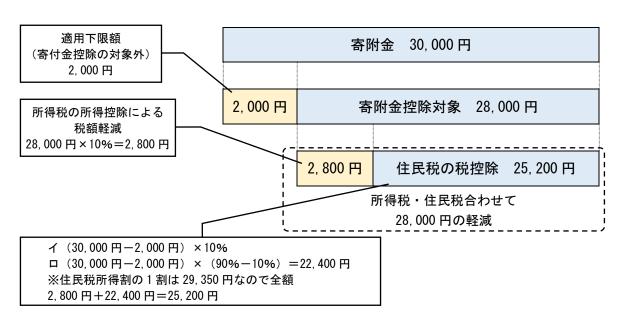
次の合計額が、翌年度の個人住民税額から控除されます。

イ (その年に支出した寄附金の合計額 - 2,000 円) × 10%

口(その年に支出した寄附金の合計額 - 2,000 円)×(90% - 所得税の税率) ただし、口の額については個人住民税所得割額の1割が限度となります。また、控除の対象となる寄附金の額は、地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて、その年の総所得金額等の30%が限度となります。

【具体例】

たとえば、給与収入 700 万円のケースで所得税の税率 10%、住民税所得割額が 293,500 円の方が、30,000 円の寄附をした場合、所得税・住民税合わせて 28,000 円が軽減されます。



※ 控除対象額は、家族構成や給与収入額等で一人ひとり異なりますので、お住まい の市区町村税務担当窓口までお問い合わせください。



○お問い合わせ

T039-1201

青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平 1-87

総合政策課 財政グループ電話: 0178-88-2874 FAX: 0178-88-2117

E - mail: hashikami01@town.hashikami.lg.jp